

富士市危険空家除却促進補助金 申請手順

富士市危険空家除却促進補助金の交付を受けるためには、対象要件に該当した上で、「事前調査申出書」を提出していただき、市の判定を受ける必要があります。

【申請にあたってご注意いただくこと】

必ず、解体する前に、申請をお願いします。

※申請前に解体すると、補助金の対象になりません。

1 事前調査申出書を提出

《必要な書類》

- ①事前調査申出書（第1号様式）
- ②空家の登記事項証明書その他の所有者であることを証する書類
- ③空家の付近見取図
- ④空家の外観及び周囲の状況が確認できる写真

書類確認・現地調査

判定通知

※市から「補助金交付対象判定通知書(第2号様式)」

2 交付申請

解体する前に提出をお願いします。

《必要な書類》

- ①交付申請書（第3号様式）
- ②交付対象工事の見積書の写し
- ③申請者の属する世帯全員の住民票の写し
- ④所有者の所得課税証明書その他これに類する書類
- ⑤所有者の市税完納証明書
- ⑥利害関係者の同意書

審査・決定

※「交付決定通知書（第4号様式）」を送付します。

工事施工（解体）

〈申請内容に変更がある場合〉

変更承認申請書を提出

※実績報告書の提出前までに変更承認申請書を提出し承認を受けてください。

《必要な書類》

- ①変更承認申請書（第5号様式）
- ②交付申請書の添付書類のうち必要なものを添付

再審査・決定

3 実績報告

事業完了の日から30日以内、3/31の早い方が提出期限です。

《必要な書類》

- ①実績報告書（第6号様式）
- ②解体事業者が工事を行ったこと及び交付対象工事に要した経費が分かる領収書等の写し
- ③交付対象工事の完了後の写真
- ④請求書兼口座振替申請書（別様式第6号-1）
- ⑤アンケート

審査・現地確認 ※市で現地確認を行いません。立会いは不要です。

※市から「補助金確定通知書（第7号様式）」を送付します。

奨励金の交付 ※交付請求から約2ヶ月程度で、指定された口座に振り込みます。

申請書類等は、富士市住宅政策課のホームページからダウンロードできます。

【お問合せ先】

富士市役所 都市整備部住宅政策課

〒417-8601 静岡県富士市永田町一丁目100番地

電話番号 0545-55-2814 / FAX番号 0545-57-2828

電子メールアドレス： to-juutaku@div.city.fuji.shizuoka.jp